

第3期医療費適正化計画 進捗状況の調査・分析様式

1. 目標に関する評価

(1) 住民の健康の保持の推進に関する目標

① 特定健康診査の実施率に関する数値目標

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
55%	56.3	58.3	57.7	59.3		
目標達成に 必要な数値	57.5	60.0	62.5	65	67.5	70%
第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者による特定健康診査の推進支援 ・三重県保険者協議会における保険者間の調整 ・各市町の特定健康診査委託についての集合契約の締結に関する支援 					
第4期に向けた 課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により低下した受診率が回復してきているが、県全体として目標達成に必要な値には到達しておらず、引き続きの取組が必要である。 ・市町国保における特定健康診査等実施計画の策定、実施状況、評価への支援が十分でない。 					
第4期に向けた 改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診率向上に向けた啓発、未受診者対策等、保険者への支援内容の充実を図る。 					

出典：「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ」（厚生労働省）

② 特定保健指導の実施率に関する数値目標

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
20.0%	20.6	23.6	21.9	23.7		
目標達成に 必要な数値	24.2	28.4	32.6	37	41	45%
第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者による特定保健指導の推進支援と人材育成支援 ・三重県保険者協議会における保険者間の調整 					
第4期に向けた 課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により低下した実施率が回復してきているが、県全体として目標達成に必要な値には到達しておらず、引き続きの取組が必要である。 ・市町国保における特定健康診査等実施計画の策定、実施状況、評価への支援が十分でない。 					
第4期に向けた 改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導の実施率向上に向けた取組、好事例の横展開など、保険者への支援内容の充実を図る。 					

出典：「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ」（厚生労働省）

③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
12.3%	11.6	12.6	10.0	12.2		
目標達成に 必要な数値	4.0	8.2	12.2	16.2	20.4	25%
第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活や運動、禁煙などの生活習慣に関する普及啓発による疾病予防。 ・課題の多い20～40歳代を中心に、年代に応じた普及啓発。 ・野菜、果物、牛乳、乳製品の積極的摂取及び減塩の取組の推進。 ・ロコモティブシンドローム予防啓発。健康マイレージ事業の推進。県内ウォーキングコース、運動関連団体の情報提供。 					
第4期に向けた 課題	<ul style="list-style-type: none"> ・メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少のため、生活習慣病予防の観点から、引き続き肥満改善をめざした取組が必要。 ・適正な量と質の食事摂取（主食・主菜・副菜がそろった食事、野菜、果物等の積極的摂取、減塩）とともに、適度な運動の啓発が必要。 ・健康に無関心な人であっても無理なく自然に健康な行動をとることができるような「自然に健康になれる環境づくり」のための整備が必要。 					
第4期に向けた 改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防や重症化予防のため、各年代にあわせた効果的な普及啓発を行う。 ・地域や職域において、県民の「食」に関わる人材の育成や連携体制強化の支援を行う。 ・誰もが「自然に健康になれる環境づくり」を、あらゆる主体と連携しさらに推進する。 					

④ たばこ対策に関する目標

目標	成人喫煙率 12%、未成年喫煙率 0%、たばこの無いお店登録数 750 店、行政機関の敷地内禁煙実施率 100%
第 3 期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携し、禁煙、分煙等の普及啓発活動を実施。 ・ 受動喫煙対策を強化する健康増進法の改正をふまえ、必要に応じた対策を実施。
第 4 期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き喫煙・受動喫煙の害についての啓発が必要。 ・ 健康増進・疾病予防の観点から、喫煙による健康被害を減少させる取組が必要。
第 4 期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙・受動喫煙の害について、企業、関係機関・団体、市町と連携した啓発を行う。 ・ 禁煙支援に関する情報の提供を行う。 ・ 「自然に健康になれる環境づくり」の観点をふまえた受動喫煙対策を推進する。

⑤ 予防接種に関する目標

目標	麻しん風しん混合（MR）ワクチンの第2期接種率 令和5年度目標 95%以上
第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県公衆衛生審議会予防接種部会を開催し、関係者の情報共有を図るとともに、接種率向上に向けた取組の検討を実施。 ・市町、保健所、学校関係者等を対象に、予防接種推進のための研修会等を開催。(感染症予防啓発推進者研修会) ・市町に対し、予防接種推進のための情報提供を実施するとともに教育関係部局等と連携した効果的な接種の勧奨等を実施するよう依頼。 ・三重県予防接種センターを設置し、予防接種要注意者への接種や医療相談、情報提供を実施。 ・新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、感染予防対策を実施した上での予防接種の実施や、接種機会を逸した者への予防接種実施の特例の活用などによる接種機会の確保等について関係機関、市町等あて対応を依頼。
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ・MR第2期の接種率が年度により変動するため、恒常的に95%となるように効果的な情報提供や勧奨等を実施していく必要がある。 <p>H30 : 95.6%、R1 : 95.0%、R2 : 95.6%、R3 : 94.8%、R4 : 93.3%</p>
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・MR第2期の接種率が95%を維持できるよう、引き続き関係機関、市町等と連携し、効果的な接種の勧奨等を実施いただけるよう情報提供や相談支援を実施していく。

⑥ 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標

目標	糖尿病性腎症重症化予防事業の実施市町数 令和5年度目標 100% (29市町)
第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・「糖尿病性腎症重症化予防に係る三重県連携協定」等に基づき、患者に応じた支援。 ・特定健康診査・特定保健指導を担う人材を育成。 ・関係者と連携し、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを周知。 ・糖尿病の予防や支援に関わる人材育成のため、多職種連携研修を開催。
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病の重症化予防を図るため、なお一層、健診受診率・保健指導実施率向上に向けた取組が必要。 ・糖尿病の発症予防や重症化予防について、引き続き県民に対し啓発が必要。 ・糖尿病患者の口腔ケアが充実するよう、医科医療機関と歯科医療機関の連携が必要。
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・食事や運動に係る生活習慣改善のための啓発に加え、受動喫煙を含めた喫煙や睡眠の質・量など発症の危険因子対策についての啓発を行う。 ・糖尿病の発症予防や重症化予防のために、市町や保険者などと連携し、特定健診におけるハイリスク者や未受療者、治療中断者、健診未受診者への受診勧奨や保健指導を進める。 ・糖尿病性腎症重症化予防プログラム等による保険者と医療機関の連携を促進する。 ・市町が実施する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」において、75歳以上の高齢者に対しての糖尿病重症化予防に向けた取組を促進する。 ・糖尿病患者の口腔ケアが充実するよう、医科医療機関と歯科医療機関の連携強化を図る。 ・糖尿病重症化予防に向けた支援ができる人材の育成を引き続き行う。 ・特定健診・特定保健指導が効果的・効率的に行われるよう、保険者等と連携して、引き続き関係者の人材育成を行う。

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

① 後発医薬品の使用促進に関する数値目標

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
74.7%	79.2	81.4	82.7	82.6	84.2 (令和5年1月時点)	
目標達成に 必要な数値	71.8	75.0	80	80	80	80%
第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・医療関係団体、医薬品卸業者、保険者等で構成する三重県後発医薬品適正使用協議会を開催し、関係者との情報共有を図った。 ・県民への後発医薬品普及に係る取組として、後発医薬品に関するリーフレットの配布等を行った。 ・各保険者が、関係者の理解を得ながら、後発医薬品希望カードの普及を図るとともに、後発医薬品差額通知の発行についても検討を行った。 					
第4期に向けた 課題	<ul style="list-style-type: none"> ・当県では現在、目標値は達成しているものの、供給不足の問題等もあり、引き続き関係者との情報共有、保険者との連携が必要である。 ・また、全国的にバイオ後発品への切り替えが進んでいない現状が示されており、普及を目指すことが必要である。 					
第4期に向けた 改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者との連携を進め、後発医薬品の使用促進に努める。 ・また、バイオ後発品の普及啓発を進める。 					

② 医薬品の適正使用の推進に関する目標

<p>目標</p>	<p>(目標の考え方) 薬剤師・薬局が、「かかりつけ薬剤師・薬局」として、副作用や効果の継続的な確認、多剤・重複投薬や相互作用の防止、残薬管理等などにより、服薬情報の一元的・継続的な把握を行うとともに、病気や健康サポートに貢献する健康サポート機能を備えた薬局を普及することで、医薬品の適正使用を推進する。</p>
<p>第3期の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・薬局・薬剤師が、「かかりつけ薬剤師・薬局」として在宅医療の推進、医療機関と連携した服薬情報の一元的・継続的な把握と、それに基づく薬学的管理・指導を行うための体制整備や研修等を支援し、多剤・重複投薬の防止や残薬解消などに繋がった。 ・薬局が地域における健康サポートの拠点として役割を効果的に果たせるよう、県民に対して、薬局における医薬品等に関する相談や健康相談窓口の活用について普及啓発を実施した。
<p>第4期に向けた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多剤・重複投与が問題になっている中、「かかりつけ薬剤師・薬局」の取組は進んでいるものの、服薬情報の一元的な把握などの求められる機能を必ずしも十分に発揮できていないとの指摘がある。
<p>第4期に向けた改善点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに制度化された認定薬局制度も含め、「かかりつけ薬剤師・薬局」の役割について、引き続き啓発活動に努める。

③ その他の医療の効率的な提供の推進に関する目標（歯と口腔の健康づくり）

目標	<p>（目標の考え方）</p> <p>歯周病の重症化は、糖尿病、心筋梗塞、脳血管障害等全身に影響を及ぼすことから、歯周病の早期発見・早期治療の重要性について啓発を行う。</p>
第3期の取組	<p>・糖尿病と歯周病の相互関係に関するリーフレットとポスターを作成・配布し、糖尿病患者や医療機関の受診者へ糖尿病と歯周病の双方の治療を行うことの重要性について啓発した。</p>
第4期に向けた課題	<p>・糖尿病と歯周病は相互に関係するなど、口腔と全身との関係について広く指摘されていることから、患者等に対して、医科歯科連携を更に推進することが必要。</p>
第4期に向けた改善点	<p>・糖尿病をはじめとした生活習慣病について、多職種による医科歯科連携を推進する。</p>

2. 保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する評価

第3期の取組	<ul style="list-style-type: none">・身近な地域で在宅医療を受けられるよう、訪問診療を実施する一般診療所や在宅療養支援診療所・病院、薬局、訪問看護ステーション等の拡大を図った。・医療・介護関係者等で構成する三重県在宅医療推進懇話会において、市町の実施状況を把握しながら、全県的な在宅医療提供体制の整備を進めた。・在宅医療・介護連携推進事業の取組が進められるよう、市町担当者同士が集う場の設定やヒアリングを実施し、他市町の具体的な取組の紹介や情報提供、意見交換会を開催するとともに、近隣市町や郡市医師会等の医療・介護関係機関との連携の推進を支援。・誰もが希望する場所で人生の最期を迎えることができるよう、人生の最期の過ごし方について考える機会の提供や在宅医療・在宅看取りについて周知を図るなど、地域住民や支援者への普及啓発を行った。・介護施設における職員への看取り教育研修を実施。
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none">・身近な地域で在宅医療を受けられるよう、訪問診療を実施する一般診療所や在宅療養支援診療所・病院、薬局、訪問看護ステーション、介護事業所の連携を図り、面で支える在宅医療の充実を図る。